

公 売 広 報

(第 85 号)

期間入札による公売

(石狩市公告第 41 号)

入 札 期 間

令和7年10月1日(水)

～令和7年10月3日(金)

物件：不動産（土地2筆、建物1棟）

石 狩 市 財 政 部 納 税 課

不 動 産 の 公 売 案 内

この度、差押不動産の公売手続きをまとめた資料を作成しましたので、以下の注意事項をご確認のうえ、公売に参加されますようご案内いたします。

< ご 注 意 >

- 1 入札に際しては、あらかじめ公売物件の現況、公法上の規制、関係公簿等を確認してください。
- 2 入札に参加される前の「**公売保証金**」の納付は不要となります。
- 3 公売を中止する場合がありますので、事前に担当者までご照会ください。
- 4 公売財産が不動産の場合、市は引渡しの義務を負いません。所有者又は公売物件を使用している第三者などに、その不動産の明け渡しを求めるような場合は、買受人の責任において行うことになります。
話合いがつかない場合は、民事訴訟によらなければならない場合があります。
- 5 石狩市は、公売財産の種類又は品質に関する**不適合についての担保責任を負いません**。

< 問い合わせ先 >

〒061-3292

石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市財政部納税課 納税担当

電話 0133-72-3106

FAX 0133-76-6622

※ 来庁される方は1階「15番窓口」となります。

公 売 の 概 要

公売公告 石狩市公告 第 41 号

売却区分 売却区分番号 第1号

公売物件 不動産

土地	石狩市花川南6条5丁目186番	宅地	11.75㎡
	石狩市花川南6条5丁目187番	宅地	153.56㎡
建物	石狩市花川南6条5丁目187番地		
	家屋番号	187番	
	居宅	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
	1階	63.55㎡	
	2階	40.36㎡	

財産の概要

対象不動産は JR「札幌」駅のほぼ北方、直線約 9.2 km の地点にあって、道道「樽川・篠路線」北東方背後 700m 余りに位置する。

概測道路距離は地下鉄麻生駅から 6.0 km、中央バス停「花川病院」から 320m、石狩市役所から 4.6 km となっている。

見積価額 4, 270, 000 円 (最低売却価格となります。)

公売保証金 不要

公売の方法 「期間入札」により実施します。

入札期間 令和7年10月1日(水)から令和7年10月3日(金)まで
郵送又は持参により入札書を受け付けます。

令和7年10月3日(金) 必着です。経過した場合は無効となります。

開札日時 令和7年10月8日(水) 午前9時30分

開札場所 石狩市役所 納税課事務室(1階)

売却決定 令和7年10月29日(水) 午前10時00分

買受代金の納付期限 令和7年10月29日(水) 午前11時00分

公 売 参 加 の 手 順

1 公売保証金の納付

公売保証金の納付は不要です。

2 入札書等の作成

所定の「公売財産入札書」に住所（所在地）、氏名（名称）、売却区分番号、名称、数量、入札価額、入札年月日を記載します。

記載にあたっては、次の点に注意してください。

(1) 住所（所在地）、氏名（名称）

個人の場合 ～ **住民登録上**の住所・氏名

法人の場合 ～ **商業登記簿上**の所在地・商号

(2) 訂正や抹消された入札書は無効となりますので、新たな入札書を使用してください。

(3) 入札書を入札書提出用封筒に入れ、糊付けしてください。

一つの入札書提出用封筒に封入できるのは、入札書**1枚**のみです。

(4) 郵送用の封筒に以下の書類を同封します。

① 入札書の入った「入札書提出用封筒」

② 「陳述書」及び「連絡先等の記入についてのお願い」

※ 次の指定許認可等を受けている事業者については、免許証等の写しを同封してください。

イ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の
免許を受けて事業を行っている者

ロ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）
第 3 条の許可を受けて事業を行っている者

3 入札書等の提出

郵送用の封筒の内容を確認し、「特定記録」で郵送するか、又は公売担当まで直接提出してください。

提出期間は、**令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 10 月 3 日（金）まで**となります。

提出期限は、**令和 7 年 10 月 3 日（金）必着**です。

入札期間を経過した後に提出された（到着した）入札書は無効となりますので、郵送する場合は所要の日数を見込んだ上で郵送してください。

一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。

また、同一人が同一の売却区分番号について２枚以上の入札書を提出したり、陳述書の提出が無い場合は、その入札書はいずれも無効となります。

4 開札以降の手続き

(1) 開札期日

開札は、**令和７年１０月８日（水）午前９時３０分**に石狩市役所納税課事務室（１階）で行います。

入札者は、開札時に立ち会う必要はありません。入札結果は、開札後に入札者全員に電話連絡をさせていただきます。

(2) 最高価申込者の決定

入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者に対して最高価申込者の決定を行い、最高価申込者に対して通知書を発送するとともに公告をします。

なお、開札の結果、最高価申込者が２人以上いる場合は、日をあらためて期間入札を実施します。

(3) 売却決定

売却決定は、令和７年１０月２９日（水）午前１０時００分に行います。

売却決定の日時までに、買受人となるべき者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、結果が明らかになった日が、売却決定の日時及び買受代金の納付期限となります。

(4) 買受代金の納付

買受人は、売却決定後の**令和７年１０月２９日（水）午前１１時００分**までに、買受代金の全額を所定の納付書「納入通知書兼領収証書」により、指定の金融機関（又は石狩市役所内の北海道信用金庫派出所）で振り込んでください。

(5) 権利移転手続き

イ 権利移転の登記嘱託

権利移転の登記（所有権移転登記）は、買受人の請求により石狩市が法務局に対しその登記の嘱託を行います。

したがって、買受人は、買受代金の全額を納付した場合、石狩市に対し、速やかに権利移転の登記の請求書を提出してください。

ロ 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転手続に必要な登録免許税は買受人の負担となります。

なお、権利移転手続に必要な内容等については、開札期日に、最高価申込者に

対して通知文書を発送します。

また、売却決定日が決まった時点で、石狩市に提出する請求書等の様式、買受代金納付書等を発送します。

5 その他

(1) 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定又は最高価申込者の決定をした後であっても、買受代金の納付前においては、売却決定等が取り消される場合があります。

イ 買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたとき。

ロ 買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき。

ハ 国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用された場合。

ニ 買受人となるべき者が、暴力団員等に該当すると認められるとき。

(2) 買受申込み等の取消し

最高価申込者等の決定又は売却決定が行われた場合であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止がされる場合があります。

買受代金の納付期限前に滞納処分の続行の停止があった場合は、最高価申込者及び買受人は、滞納処分の続行が停止されている間は入札又は買受けを取り消すことができます。

(3) 動産等について

公売財産である土地の敷地内や建物内にある動産等の処理は、買受人と所有者との間で協議の上行ってください。石狩市は費用負担や関与はしません。

公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	1		
見 積 価 額	4, 270, 000円	公売保証金	不要
財 産 の 表 示	土地 所在 石狩市花川南6条5丁目 地番 186番 地目 宅地 地積 11. 75㎡ 所在 石狩市花川南6条5丁目 地番 187番 地目 宅地 地積 153. 56㎡ 建物 所在 石狩市花川南6条5丁目 187番地 家屋番号 187番 種類 居宅 構造 木造垂鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積 1階 63. 55㎡ 2階 40. 36㎡ 新築年月日 平成7年8月3日 (以上登記簿による表示)		
公法上の規制	市街化区域内、第1種中高層住居専用地域、建ぺい率 60% 容積率 200%		
接 道 状 況	南東側…市道「花川南6条5丁目1号通」幅員8m。		
地 盤 ・ 地 勢	間口10.05m、奥行き16.44mの整形中間画地で、平坦地で路面、隣地と ほぼ等高である。		
使 用 状 況 等	空家状態である。		
特 記 事 項	・地積、床面積は公簿上による。 ・境界は、隣接地所有者と協議すること。 ・公売物件の利用に当たっては、都市計画法、建築基準法、道路法、条例などの法令により、規制がある場合があるので、買受希望者において事前に関係機関へ調査確認すること。 ・土壌汚染、地下埋設物、有害物質等の調査は行っていない。		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行う。		



375-1
376-2
376-1
531
564
562
29
1
2
3-4
3-5
42
42

花びりか
530
27-2
花川南コミュニティセンター
花川病院
オアシス21
はなかわみなみ7じょう5ちょうめ
4 花川南7条5丁目
5 石狩ファミリアホスピタル

161
162
163
164
165
168
170
172
174
176
178
201
202
204
206
209
211
212
213
214
215
500
180
181
182
183
121
122
123
125
127
129
131
132
134
136
139
140
141
24004
24005
7
8
9
11
14-1
54
51
52
62
75
63

155
154
153
152
179
213
183
182
181
121
122
123
125
127
129
131
132
134
136
139
140
141
24004
24005
7
8
9
11
14-1
54
51
52
62
75
63

115
114
113
112
111
110
109
108
107
106
105
104
103
102
101
100
99
98
97
96
95
94
93
92
91
90
89
88
87
86
85
84
83
82
81
80
79
78
77
76
75
74
73
72
71
70
69
68
67
66
65
64
63
62
61
60
59
58
57
56
55
54
53
52
51
50
49
48
47
46
45
44
43
42
41
40
39
38
37
36
35
34
33
32
31
30
29
28
27
26
25
24
23
22
21
20
19
18
17
16
15
14
13
12
11
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1



地番区域見出
花川南六条
5丁目

請求 部分	所 在	石狩市花川南六条五丁目				地 番	186番			
出力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲一	座標系 番号又 は記号	X II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成 年月日	平成7年8月28日				備 付 年月日 (原図)	平成8年5月1日			補 記 事 項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月13日
札幌法務局北出張所
登記官

請求番号：17-1
(1/1)

本図面はA3判をA4判
に縮小したものである

公用

別紙のとおり

(複 写 機 に よ り 作 成)

請求 部分	所 在	石狩市花川南 6 条 5 丁目	地 番	186 番	以下余白	
縮 尺	1/500	本図面はA3判をA4判に縮小したものである				

これは閉鎖された地図の写しである。

令和 7 年 6 月 13 日
札幌法務局北出張所

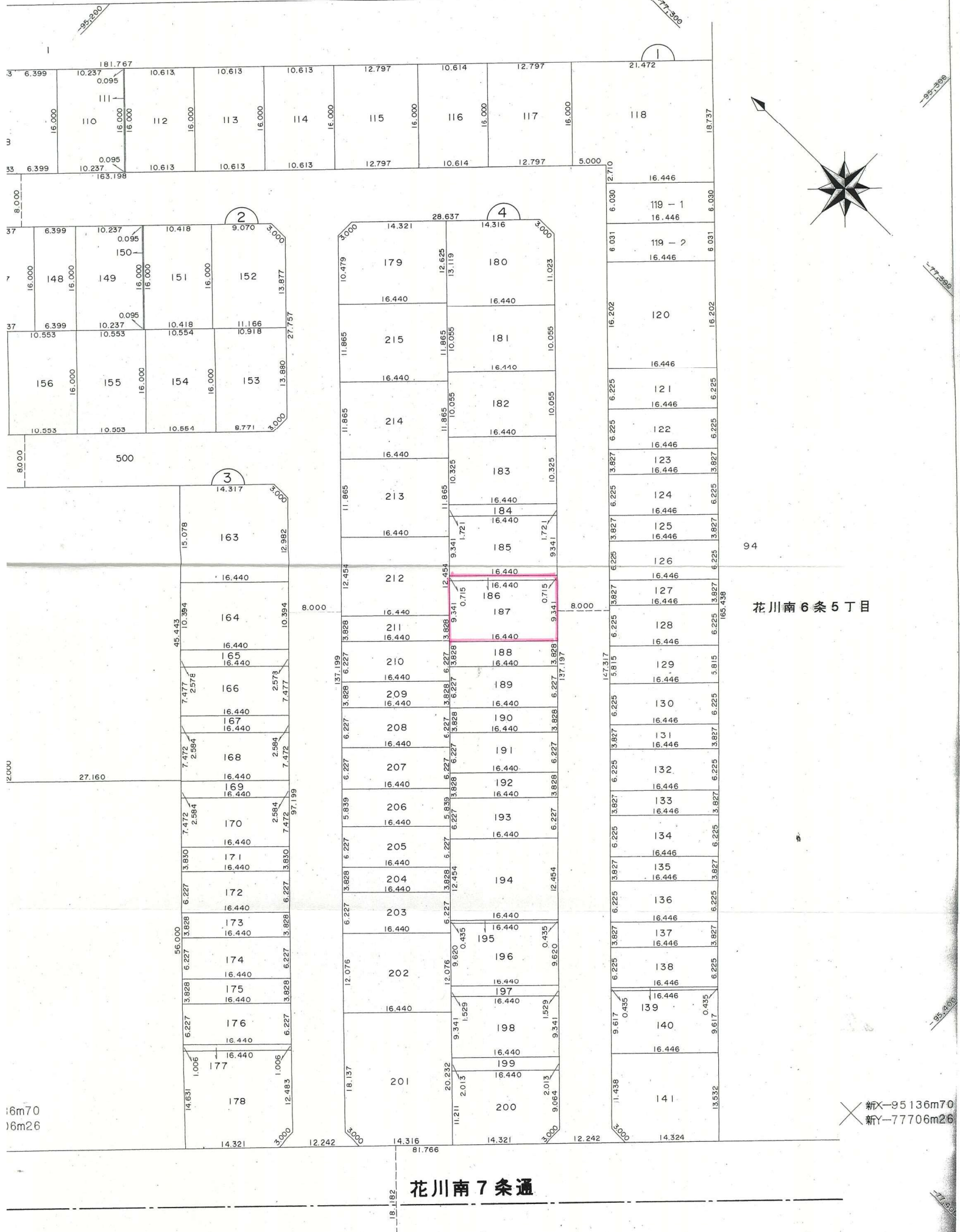
公用

16m70
16m26

花川南 7 条通

花川南 6 条 5 丁目

新X-95136m70
新Y-77706m26



登記年月日：平成7年8月7日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年1月27日
札幌法務局北出張所

登記官

各階平面図



00739063

家屋番号

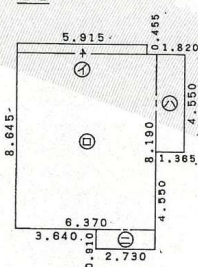
187-67

建物図面

建物の所在

石狩郡石狩市花川南6条5丁目-67番地-66番地 換地処分
(換地) 石狩郡石狩市花川南6条5丁目-67番地-66番地 街区番号 4 符号 4-9)
石狩市

1階

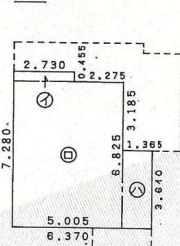


求積表

①	5.915 x 0.455 =	2.691325
②	6.370 x 8.190 =	52.170300
③	1.365 x 4.550 =	6.210750
④	2.730 x 0.810 =	2.210700
計		63.556675

床面積 63.55m²

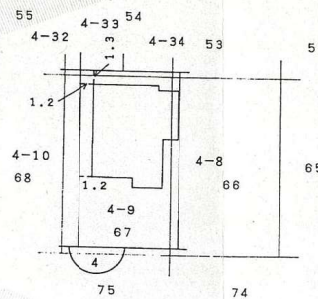
2階



求積表

①	2.730 x 0.455 =	1.242150
②	5.005 x 8.825 =	44.159125
③	1.365 x 3.640 =	4.968600
計		40.369875

床面積 40.36m²



道路

換地後の土地
底地



作製者

縮 1/250
尺 1/



(札幌土地家屋調査士会用紙)

申請人

縮 1/500
尺 1/

本図面はA3判をA4判に縮小したものである